

〇いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月24日いわき市条例第32号

改正

平成28年7月8日いわき市条例第45号

令和2年3月31日いわき市条例第18号

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、いわき市社会福祉審議会条例（平成12年いわき市条例第9号）第1条の規定に基づき設置されたいわき市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編製の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、30人以下とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(園舎及び園庭)

第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、3階建て以上とするこ

とができる。

- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条において準用するいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号。以下「最低基準条例」という。）第24条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条において準用する最低基準条例第24条第7号アからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(設備の基準)

第7条 園舎には、次に掲げる設備（乳児室又はほふく室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条において準用する最低基準条例第25条（後段を除く。第9条第4項において同じ。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。
(園具及び教具)

第8条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
(職員の配置の基準)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は

保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条において準用する最低基準条例第25条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（子育て支援事業の内容）

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(準用)

第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

第14条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第15条 最低基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第24条第7号、第25条（後段を除く。）並びに第29条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である一部改正法による改正前の法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第9条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

4 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園」という。）について、第6条第3項の規定を適用するときは、当分の間、同項中「第15条において準用するいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号。以下「最低基準条例」という。）第24条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす」とあるのは「耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える」と、「準用する最低基準条例」とあるのは「準用するいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号。以下「最低基準条例」という。）」とする。

5 当分の間、第6条第7項の規定にかかわらず、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

6 当分の間、第7条第6項の規定にかかわらず、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園（施行日以後に乳児室の面積の変更を伴い増築又は改築されたものを除く。）における次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

7 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園（以下「保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園」という。）について、第6条第3項の規定を適用するときは、当分の間、同項中「第15条において準用するいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」とあるのは、「いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」とする。

- 8 当分の間、第6条第6項の規定にかかわらず、保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園における園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 満3歳以上の園児数に応じ、附則第10項の規定により算定した面積
 - (2) 満3歳未満の園児数に応じ、附則第10項の規定により算定した面積
- 9 当分の間、第6条第7項の規定にかかわらず、保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
 - (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積
- 10 当分の間、第7条第6項の規定にかかわらず、保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園（施行日以後に乳児室の面積の変更を伴い増築又は改築されたものを除く。）における次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 11 幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園又は保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園であつて、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園又は保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第6条第7項第1号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園又は保育所を廃止し設置する幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 12 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第9条第3項に規定する別表の適用については、同表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 13 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第9条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人

となるときは、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、別表備考第1項の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者としてすることができる。

14 別表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

15 前項の規定により別表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者の総数は、第9条第3項の規定により置かなければならない職員の数 $\frac{1}{3}$ を超えてはならない。

附 則（平成28年7月8日いわき市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日いわき市条例第18号）

この条例中第6条第3項ただし書の改正規定は公布の日から、附則第12項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

園児	員数
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人

備考

- 員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

- 2 満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 3 園長が専任でない場合の職員の数については、原則としてこの表の規定により算出した職員の数に1を加えて得た数とする。